

還付申告の提出期限 と時効の開始日

所 得税の確定申告は、法律でその年の翌年2月16日から3月15日までとその提出期限、納期限が定められています。では、申告不要とされている場合を除き、期限を無視して無申告にしているとどうなるのでしょうか。

納 付税額がある場合は、税務署長が決定することになります。ただし、期間無制限というわけではなく、時効という壁があり、国側の租税徴収権は5年又は7年間行使しないことにより消滅してしまいます。この消滅時効の期間計算の開始日は法定納期限である3月15日です。

逆 に還付税額がある場合は、確定申告書を提出して還付の請求をすることになりま

す。これも、期間無制限ではなく、時効という壁があり、還付請求権を5年間行使しないことにより消滅してしまいます。ただし、この消滅時効の期間の開始日は法定納期限ではありません。「その請求をすることができる日から開始する」と法定されているので要注意なのです。

そ れでは、「その請求することができる日」とはいつのことでしょうか。困ったことに、その「できる日」がいつなのかを具体的に定めた規定がありません。規定がないとなると、解釈により、それがいつなのか導き出さなければなりません。

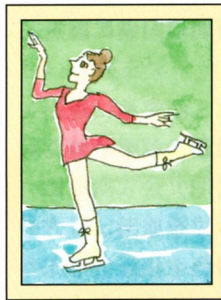
一 般的には、①申告書の提出期限の定めがある場合

と②申告書の提出期限の定めがない場合とによって「その請求することができる日」が異なると解されています。

① 申告書の提出期限の定めがある場合は、申告書はその年の翌年2月16日から3月15日までの期間に提出しなければならない旨が法定されていますので、この場合の時効開始日は、還付申告書を提出できる初日である2月16日ということになります。殆どがこのケースに該当します。

② 申告書の提出期限の定めがない場合に該当するのは、年税額が配当控除額及び住宅取得等控除額より少ない人のことで、その場合は、所得税の納税義務の確定日が暦年末日なので、その翌日以降いつでも還付申告書を提出できることになっています。従って、この場合の時効開始日はその年の翌年1月1日ということになります。

1日から贈与税、16日から所得税の確定申告開始。しかし、開始前でも実際には受理しますし、とくに税の還付を受ける方は早めに申告すれば還付も早く、税務署も歓迎しています。この時期、少しでも春の気配を感じ取りたいと、ほのかに漂う梅の香を頼りに雪の残る山野を歩くのを探梅といえます。「探梅や眉の濃き子を伴ひて 展宏」。



人生は石材なり。
これに神の姿を彫刻するも
悪魔の姿を彫刻するも、
各人の自由である。

(イギリスの詩人 エドモンド スペンサー)

2月の税務メモ

(国 税)		(地方税)	
○贈与税の申告(2月2日より3月16日まで)		○1月分個人住民税特別徴収分の納付	
○1月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)	10日		
○所得税の確定申告、損失申告(2月16日より3月16日まで)	16日より	○12月決算法人の確定申告	
○12月決算法人の確定申告	3月2日	○6月決算法人の中間(予定)申告	
○6月決算法人の中間(予定)申告	"	○固定資産税、都市計画税の納付	
	(地方条例による)		

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。